

## 小網代の森管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県小網代の森の河川流域や動植物を保全しつつ、来場者に対してこれらの観察の場を提供し、流域や生態系に関する知識の普及及び向上を図るため、小網代の森の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「小網代の森」とは、小網代近郊緑地特別保全地区（平成23年10月18日指定）に指定された区域をいう。

### (管理者)

第3条 小網代の森は、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター所長（以下「所長」という。）が管理する。

### (行為の制限)

第4条 小網代の森においては、次に掲げる行為は、あらかじめ所長の承認を受けなければ、してはならない。

- (1) 物品を販売し、又は配布すること。
- (2) 展示会、集会その他これらに類する行為のため、小網代の森の全部又は一部を独占して使用すること。
- (3) 映画の撮影又はテレビ番組等の録音、録画若しくは放送に関すること。
- (4) 募金、署名運動、勧誘、宣伝活動、アンケートその他これらに類する行為を行うこと。
- (5) その他小網代の森の管理に支障を生ずるおそれがある行為。

2 所長は、前項各号に掲げる行為が公衆の利用及び小網代の森の保全に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、これを承認することができる。

3 第1項の承認には、小網代の森の管理上必要な限度において、条件を付することができる。

4 第1項の承認を受けようとする者は、小網代の森内行為承認申請書（別記様式）を所長に提出するものとする。

### (行為の禁止)

第5条 小網代の森においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 小網代の森を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 動植物（卵を含む。）を採取し、又は殺傷すること。
- (3) ペットを散歩させ、又は連れて入ること。
- (4) 動植物を持ち込むこと。
- (5) 小網代の森内において動物を放つこと。
- (6) 工作物その他の物件の設置又は土砂の採取若しくは堆積その他土地の形質の変更をすること。
- (7) 立入りを禁止している区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車両を進入させること。
- (9) キャンプをすること。
- (10) 喫煙、たき火その他火気を生じさせる行為をすること。
- (11) ごみその他の汚物を捨てること。
- (12) 騒音、怒声、危険な走行等、他人に迷惑を及ぼすこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、小網代の森の利用又は管理に支障を及ぼすと所長が認める行為。

2 所長は、前項各号に掲げる行為をすることがやむを得ないと認められる場合には、これを許可することができる。

(開場日及び開場時間)

第6条 小網代の森の開場日は、年間を通して毎日とする。

2 小網代の森の開場時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 4月1日から9月30日まで 午前7時から午後6時まで。

(2) 10月1日から3月31日まで 午前7時から午後5時まで。

3 何人も、開場時間外に小網代の森に立ち入ってはならない。ただし、所長があらかじめ認めた場合は、この限りではない。

4 所長は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、入場を制限することができる。

(適用除外)

第7条 小網代の森内に土地の所有権等を有する者が、当該所有地等において行う行為及び小網代の森保全利活用対策協議会の承認を受けた行為については、第3条から第6条までの規定は、適用しない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、小網代の森の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月20日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月14日から施行する。ただし、第6条第2項の規定については、平成27年9月1日から施行する。